

伊勢崎市包括連携協定に関するガイドライン

令和8年4月1日 作成

令和8年6月1日 改訂

【目 次】

1	本ガイドラインの目的について	1
2	包括連携協定について	1
3	包括連携協定締結の要件	3
4	包括連携協定締結の流れ	5
5	包括連携協定の有効期間	6
6	包括連携協定締結後に実施した連携事業の実績把握	6
7	包括連携協定締結後に実施する定例会議等	6
8	包括連携協定の解除	6

参考資料

1 本ガイドラインの目的について

社会・地域課題等の解決に向け、意欲と実行力のある企業等と市が継続的に連携していくために、包括連携協定に関する考え方や協定の締結基準、運用方法などを整理することを目的とします。

なお、実効性のあるガイドラインとなるよう、必要に応じて見直しを行います。

【本ガイドラインにおける用語の定義】

(1) 企業等

事業活動及び公共活動を行う企業、法人その他団体であって、国及び地方公共団体以外の団体。

(2) 協定企業等

市と包括連携協定を締結した（締結する予定含む）企業等。

(3) 担当課

事業を所管する伊勢崎市の課（課相当を含む）。

(4) 連携事項

包括連携協定に定めるもので、市と企業等が連携・協働により実施する連携事業を体系化したもの。包括連携協定書において、「〇〇に関する事」「△△に関する事」「□□に関する事」のように明記する。

(5) 連携事業

企業等が地域課題や行政課題の解決及び市民サービスの向上などに向けて行う役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為を行い、市と協働で実施する事業。ただし、原則、市が事業費を負担する事業は除く。

2 包括連携協定について

包括連携協定とは、個別事業を実施するために締結する協定とは異なり、企業等と市の抱える多様な課題の解決に向けて相互協力していく意思表示を行い、多岐にわたる分野において連携事業を継続的に推進していくための協定です。

【参考】包括連携協定と個別協定について

種 別	概 要	所 管	要 件	協定名称の例
①包括連 携協定	多岐にわたる分野に おいて包括的に相互 協力した取組を行う ための協定	市長戦略部 戦略推進課	本ガイドラ インに記載	「伊勢崎市と〇〇 との包括連携協 定」
②個別協 定	特定事業や特定分野 に対し、企業等から具 体的な事業提案があ り、かつ具体的な事業 を実施するために締 結する協定	担当課	担当課の判 断	「伊勢崎市と〇〇 との△△に関する 協定」

3 包括連携協定締結の要件

包括連携協定の締結にあたっては、以下のすべてを満たすことを要件とします。

(1) 地域課題や行政課題の解決及び市民サービスの向上を、市と共通目標として捉え、その目標に向けて、自らの資源を活用し、包括的に市と企業等が相互協力をしながら、継続的な事業を行う意欲があること。

(2) 以下のうち、3以上の分野に係る連携事項の実施（予定含む）があること。

- ① 子ども・子育て支援に関すること。
- ② 学校教育・生涯学習に関すること。
- ③ 健康増進・保健衛生・医療に関すること。
- ④ 文化・スポーツ振興に関すること。
- ⑤ 高齢者福祉・障害者福祉に関すること。
- ⑥ 地域産業の振興・雇用促進に関すること。
- ⑦ 防犯・防災に関すること。
- ⑧ 環境に関すること。
- ⑨ ※日本一暑さに強いまちに関すること。
- ⑩ シティプロモーションに関すること。
- ⑪ 地域活性化に関すること。
- ⑫ 人材育成に関すること。
- ⑬ その他、企業等の特性により連携事業が実施できる分野に関すること。

※本市は令和7年8月5日に日本国内歴代最高の41.8℃を観測し、「日本一暑いまち」となりました。このような過酷な暑さから市民の皆さんを守るため、様々な暑さ対策に取り組むとともに、暑さを強みに代えた地域活性化などの取組を推進することで、「日本一暑さに強いまち」を目指します。

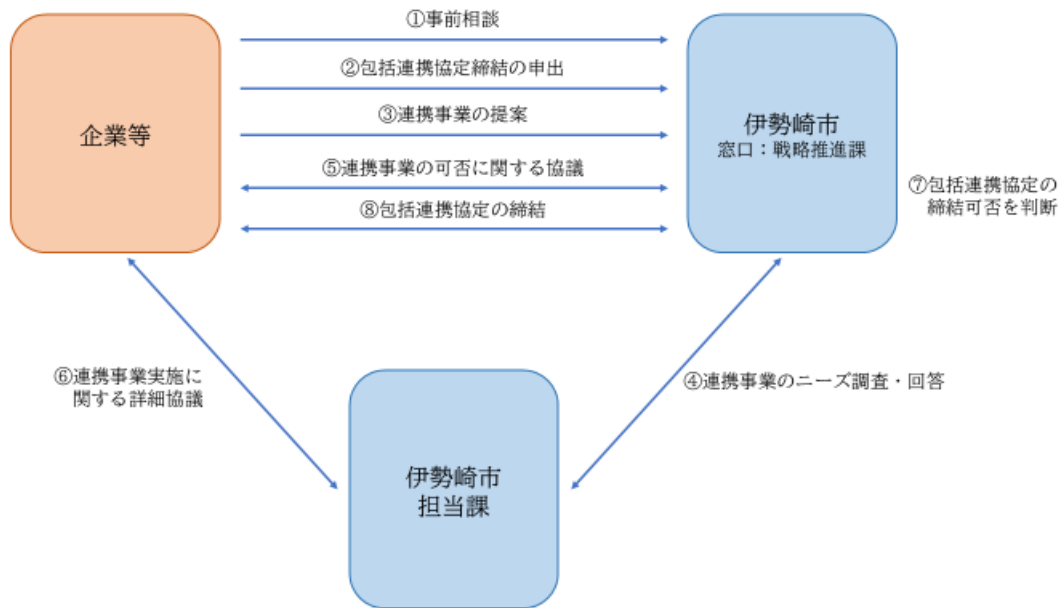
(3) 本ガイドラインに基づき、市と継続的に対話し、積極的に連携事業を実施できる企業等であること。

(4) 以下に該当する企業等でないこと。

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- ② 会社更生法及び民事再生法等による手続き中である団体
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体
- ⑤ 公租公課を滞納している団体

- ⑥ 市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
 - ⑦ 市の指名停止基準による指名停止を受けている団体
 - ⑧ その他包括連携協定の対象としてふさわしくない団体
- (5) 連携事項に係る具体的な連携事業が以下に該当しないこと。
- ① 専ら企業等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とする事業
 - ② 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供する事業
 - ③ 法律に定めのない医療類似行為に係る事業
 - ④ 政治的又は宗教的目的を有する事業
 - ⑤ ギャンブルに係る事業（公営事業を除く。）
 - ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に規定する営業を行うもの
 - ⑦ 人権侵害のおそれがあるもの又はこれに類する事業
 - ⑧ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのある事業
 - ⑨ その他連携事業としてふさわしくない事業

4 包括連携協定締結の流れ



- ① 市（戦略推進課）は、企業等から包括連携協定についての事前相談を受けます。
※多数の分野において既に連携して実施した事業実績がある場合には、市から企業等に対し申し出ることがあります。
 - ②及び③ 企業等が、包括連携協定締結の要件を確認し、連携事項、具体的な連携事業の提案を整理した上で、市（戦略推進課）に協定の締結について申し出ます。
※別紙様式（申出書、連携事業提案書）を提出します。
※既に連携して実施した事業がある場合は、当該事業に係る資料等を併せて提出します。（任意様式）
 - ④ 市（戦略推進課）から各担当課に対して、③により提案された連携事業に対する市のニーズ及びその他連携を希望する事業の調査を行います。
 - ⑤ ④の結果を踏まえ、連携事業の可否に関する協議を行います。
 - ⑥ ⑤の結果、実施可能性のある連携事業について、企業等と担当課で実施に向けた詳細協議を行います。
 - ⑦ 市（戦略推進課）において、連携事業の可能性や今後の実施予定等を踏まえ、包括連携協定の締結の可否について判断します。
 - ⑧ 包括連携協定の締結が必要と判断された場合には、協定書の内容を協議した上で、協定を締結します。
- ※包括連携協定の締結に至らなかった場合にも、担当課と企業等で協議の上、必要に応じて個別協定を締結するなどして、連携事業を実施することは可能です。

5 包括連携協定の有効期間

包括連携協定の締結期間は、締結の日から翌年3月31日若しくは両者で協議した日までとし、期間満了日の1か月前までに申し出がない場合には、当該期間満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後も同様の取り扱いとします。

6 包括連携協定締結後に実施した連携事業の実績把握

市（戦略推進課）と協定企業等は、互いに連携事業の実績把握に努め、定期的に情報共有を図ります。

市（担当課）においては、別に定めるフローチャートにより連携事業を実施し、連携事業終了後に、市（戦略推進課）に対して別紙様式（実績報告書）により実績報告を行います。

7 包括連携協定締結後に実施する会議等

市（戦略推進課）と協定企業等は、継続して連携事業を実施するため、会議等を開催し、随時対話の機会を作ります。

8 包括連携協定の解除

以下の条件に合致した場合、包括連携協定を解除することができるものとします。

- ① 2年以上連携実績がない、かつ将来的にも連携可能性が低いと判断した場合
- ② 包括連携協定締結の要件を満たさなくなった場合

附 則

- 1 このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行前にされた包括連携協定については、6から8までの規定を適用し、これ以外の規定については、なお従前の例によるものとし、施行日以後に当該包括連携協定を改正するときから適用する。

附 則

このガイドラインは、令和8年6月1日から施行する。

参 考 资 料

【目 次】

- 1 包括連携協定締結の申出書
- 2 連携事業提案書
- 3 包括連携協定書（雛形）
- 4 包括連携協定に係る実績報告書（雛形）
- 5 連携事項の実施に関する申し合わせ事項（雛形）

令和〇年〇月〇日

(宛先) 伊勢崎市市長戦略部戦略推進課

企業等名 ○○○○○○○○
代表者名 ●●●●●●●●
担当者名 ◇◇◇◇◇◇◇◇
連絡先 □□□□□□□□

伊勢崎市との包括連携協定の締結について（申出書）

1 目的

市と包括連携協定を締結する目的について記入してください。

2 連携事項案

- ① 子ども・子育て支援に関すること。
- ② 学校教育・生涯学習に関すること。
- ③ 文化・スポーツ振興に関すること。
- ④ 高齢者福祉・障害者福祉に関すること。
- ⑤ 日本一暑さに強いまちに関すること。
- ⑥ シティプロモーションに関すること。

※「伊勢崎市包括連携協定に関するガイドライン」2ページの3(2)に記載している
連携事項から企業等において連携できる事項を選択して記載してください。

(3以上の分野に係る連携事項の実施(予定含む))

3 連携事業の提案

別紙「連携事業提案書」のとおり

※上記2で記載の連携事項に関する具体的な連携事業の提案について、別紙「連携事業提案書」を作成して添付してください。

4 その他

その他に必要な事項があれば記載してください。

連携事業提案書

※市の意見等の評価

○ = 実現可能性あり × = 実現不可 △ = 提案事項の調整（代替案）により実現可能性があるもの

事業者名

連携事業の提案			市の意見等				
	連携事項	事業内容	評価	コメント ※提案内容へのご質問など	担当部署		
					部	課	担当者・連絡先
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							

市が記入しますので、記入不要です。

連携事業調査

※市の意見等の評価

○ = 実現可能性あり × = 実現不可 △ = 提案事項の調整（代替案）により実現可能性があるもの

記入例

事業者名

連携事業の提案		市の意見等				
連携事項	事業内容	評価	コメント ※提案内容へのご質問など	担当部署		
				部	課	担当者・連絡先
①	子ども・子育て支援に関すること。	○	令和8年秋ごろ、30人規模の○○ワークショップを開催を予定しているので、講師の派遣をお願いしたい。	●●部	△△課	○○（内線…）
②	学校教育・生涯学習に関すること。					
③	学校教育・生涯学習に関すること。					
④	学校教育・生涯学習に関すること。					
⑤	文化・スポーツ振興に関すること。					
⑥	高齢者福祉・障害者福祉に関すること。					
⑦	日本一暑さに強いまちに関すること。					
⑧	シニアプロモーションに関すること。					
⑨	シニアプロモーションに関すること。					
⑩	その他					

市が記入しますので、記入不要です。

伊勢崎市と〇〇〇〇との包括連携協定書案（雛形）

伊勢崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、〇〇、〇〇、〇〇等、相互の連携強化を図ることにより、地域の成長及び発展並びに市民サービスのより一層の向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- 1) 子ども・子育て支援に関すること。
- 2) 学校教育・生涯学習に関すること。
- 3) 健康増進・保健衛生・医療に関すること。
- 4) 文化・スポーツ振興に関すること。
- 5) 高齢者福祉・障害者福祉に関すること。
- 6) 地域産業の振興・雇用促進に関すること。
- 7) 防犯・防災に関すること。
- 8) 環境に関すること。
- 9) 日本一暑さに強いまちに関すること。
- 10) シティプロモーションに関すること。
- 11) 地域活性化に関すること。
- 12) 人材育成に関すること。
- 13) その他、企業等の特性により連携事業が実施できる分野に関すること。
- 14) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

黄色の網掛け部分については、企業等との協議により決定します。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとし、取組毎に別途取り決めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日又は●年●月●日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも特段の申出がない場合は、当該期間の満了の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏らさず、また、本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（免責）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく連携として情報を提供した事項に関し生じた問題等については、その責を負わないものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ「署名捺印」の上、各自の1通を保有する。

場合によっては、「記名押印」

令和●●年●●月●●日

甲 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地
伊勢崎市
市長

乙

<全庁的に共通事項がある場合（チラシの配架等の連携事業）等に活用>
毎年の定例会議等で企業に確認し、全庁周知を図る。

伊勢崎市と〇〇〇〇との包括連携協定に定める
連携事項の実施に関する申し合わせ事項（案）

伊勢崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）において、令和●年●
月●日付締結の包括連携協定に定める連携事項の実施に関し、以下のとおり申し合わせ事項
として定める。

1. 乙が行う業務活動における連携協力

情報の提供先の担当課については、以下のとおりとする。

連携事項	連携事業	担当課
高齢者、障がい者及び 子どもの支援に関する こと	高齢者の異変等を発見したとき。	長寿社会部高齢政策課
	子どもの異変等を発見したとき。	福祉こども部こども家 庭センター
	市営住宅入居者の異変等を発見したと き。	建設部住宅課
防災・災害対策及び防 犯に関すること	道路等の異状を発見したとき。	建設部道路管理課
	危険な家屋を発見したとき。	都市計画部建築指導課
	不法投棄が疑われる廃棄物等を発見し たとき。	環境部環境政策課

2. 甲が実施するイベント事業等の周知に係る連携協力

乙及び丙の業務活動におけるチラシの配布数については、以下のとおりとする。

連携事業	部数	備考
チラシの配架	部	
ポスターの掲出	部	

※チラシ配架及ポスター掲出については、要相談の上、実施することとする。

3. その他

本申し合わせ事項に変更等が生じた場合には、その都度、情報を更新し、共有すること
とする。

また、本申し合わせ事項以外の連携事業の実施にあたっては、別途、甲と乙において協
議し、実施するものとする。

4. 包括連携協定に関する担当窓口

	担当者	連絡先
伊勢崎市	市長戦略部戦略推進 課	市長戦略部戦略推進課 戦略係 電話：0270-27-6281 Email：senryaku@city.isesaki.lg.jp
〇〇〇〇		

※なお、個別事業の実施にあたっては、当該事業の担当者との協議によることとする。